

2006 冬号 (第4号)

四国産業保安情報

目 次

■巻頭言

- ①年頭所感 (原子力安全・保安院長 広瀬 研吉) 1
②年頭所感 (中国四国産業保安監督部四国支部長 安田 浩司) 3

■トピックス

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 混入電気機器を使用・保管されている事業者
の皆様へ 4

■行事報告

- ①平成17年度 高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰式 6
②平成17年度全国鉱山保安表彰式 8
③平成17年度高圧ガス防災訓練の実施結果 9
④作業監督者等研修「救急法」の開催結果 10

■組 織

- ①中国四国産業保安監督部四国支部職員人事異動 12
②中国四国産業保安監督部四国支部組織図 13
③中国四国産業保安監督部四国支部職員 (平成18年1月16日現在) 14

■行事予定 平成18年1～3月行事予定 14

■災害・事故情報

- ①平成17年四国管内電気事故発生件数 (10～12月) 15
②電気事故情報 15
③平成17年四国管内事故発生件数 (1～10月) 16
④平成17年四国管内鉱種別鉱山災害発生状況 (1～10月) 16

■編集後記 17

■災害・事故等発生時の緊急連絡先 17

中国四国産業保安監督部四国支部発行

年頭所感



原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

平成18年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

平成13年1月に原子力安全・保安院が発足して5年が過ぎました。この間、保安院は様々な教訓を糧に、原子力安全規制の改革と産業保安の充実に取り組んできました。今年、過去5年の経験を活かし、決意を新たにして、原子力安全と産業保安の両分野における規制を不断に評価・見直し、実効性を高めることにより、国民の安全を図ってまいりたいと考えております。

原子力の安全における今年の課題の第一は、事業者における品質保証の確立を主な目的として平成15年に導入した新しい検査制度の定着状況を吟味した上、科学的、合理的な観点から質の向上を図ることです。昨年11月、総合資源エネルギー調査会の「検査の在り方に関する検討会」を再開し、検討を続けています。今年の6月頃を目途にそれまでの検討内容の結論を出したいと考えています。

第二は、原子力発電所の高経年化対策を充実させることです。「高経年化対策検討委員会」が昨年8月にとりまとめた報告書に基づき、年末までに科学的、合理的な考え方に基づくガイドライン及び標準審査要領を策定しました。また、高経年化対策のための技術や情報を産学官で共有するための総合調整機能を持った委員会を原子力安全基盤機構（JNES）に設置しました。今年、これらを基盤として、運転開始後30年を迎える原子炉の高経年化対策を具体化していく考えです。

第三は、原子力安全規制の中で、確率論的安全評価の結果得られる「リスク情報」を一層活用することです。昨年5月に原子力安全規制への「リスク情報」活用についての「基本的考え方」及び「当面の実施計画」をとりまとめました。今年はこの実施計画に沿って、計画的かつ着実に「リスク情報」の活用を進めてまいります。

第四は、再処理事業に係る規制を確実に実行することです。六ヶ所再処理施設においては現在、劣化ウランを用いたウラン試験が行われています。保安院は、今後行われる総合確認試験について事業者が提出する報告書を確認します。その後に予定される使用済燃料を用いたアクティブ試験の計画についても保安院が確認して、厳格な安全規制を進めていきます。

第五は、放射性廃棄物に関する安全規制制度を整備することです。その一環として、TRU廃棄物の併置処分についての検討状況も踏まえながら、高レベル放射性廃棄物の処分に関する安全規制の枠組みを検討します。同時に、低レベル放射性廃棄物のうち、比較的放射能レベルが高い炉心等廃棄物などを余裕深度処分に付するための規制基準等についても検討を進めていく必要があると考えています。

第六は、原子力防災対策及び核物質防護対策を強化することです。防災については、原子力災害対策特別措置法の制定以来5年が経ったことを契機として、同法の施行状況の検討を行います。核物質防護については、原子炉等規制法の改正法に基づき、事業者の核物質防護対策を保安院の検査官が確認する制度が今年の6月以降に始まりますが、これを確実に実行していきます。

第七は、広報・広聴活動の充実・強化です。規制内容、規制活動について、立地地域をはじめ国民の皆様の疑問や意見に耳を傾け、また御理解を深めていただくことが安全の向上につながります。保安院は、国民への説明責任を果たすため、その職員が立地地域の方々などと直接対話することを始めとして、様々な工夫をした取組みを進め、信頼のさらなる向上に努めてまいります。

第八は、我が国における原子力安全規制を着実に執行する観点から、国際的な枠組みを活用し国際協力を推進することです。国際機関の活動への参画により、我が国の安全規制を一層高度化する一方、世界の標準・基準作りに貢献します。また、アジア地域での原子力安全確保のため我が国の知見を活用するとともに、日中韓による「原子力安全に関する地域協力枠組」の創設を目指し、リーダーシップを発揮したいと考えています。

次に、保安院が担当する業務のもう一つの柱である産業保安分野においては、この5年間に事業者の自主保安を規制面から支援する取組みを進めてきました。他方、その間、製造業等の大企業の事業所で火災等の事故が発生し、事業者において自主保安の不実施や検査データの捏造等があったことも判明しています。

LPガスや高圧ガスの立ち入り検査でも、事業者の保安業務の実施内容が不適切であるケースが明らかになっています。保安院としては、こうした業者に対して行政処分を含む改善措置を実施してきましたが、これらを通じて、関係者の保安意識が高まることを期待しています。

また、事業者のコンプライアンス上の問題に対処するため、保安に係るコンプライアンス・リスクに関する研究を昨年からはじめました。研究会では、コンプライアンス・リスクに対する組織やトップマネジメントの影響について事例を分析し、行政施策に反映させることも含めて検討を行っているところです。

原子力安全・保安院では上に述べたように、安全規制の不断の評価・見直しと国民に対する説明責任の履行により、国民の皆様から信頼を得られるよう全力を挙げてまいります。

最後に、皆様の御健勝と御発展を祈念し、私の新年の挨拶とさせていただきます。

年頭所感



中国四国産業保安監督部四国支部長 安田 浩司

平成18年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

ご承知のとおり昨年4月1日から、それまで経済産業局で行っておりました電気、ガス、火薬、コンビナートといった産業保安の仕事について、鉱山保安監督部を改組致しまして発足した産業保安監督部において一元的に実施致しております。その目的は、改めて申すまでもないことですが、一つ目は地方における振興部門からの分離による客観的な規制行政の展開ということ、二つ目に災害事故等非常時における迅速な指揮命令系統の構築ということ、三番目に産業保安各業務これは経済産業省の業務であるものやあるいは自治体等の事務である場合もありますけれどもそういったことも含めて全体としての統合的な業務運営の一体化を図ることとしております。

もとより産業保安監督部としての業務は、言うまでもなく緒に就いたばかりの段階であり、これらの目標実現に向けて皆様のご批判を仰ぎながら努力を惜しまぬ覚悟で取り組んで参りたいと考えているところです。

さて、一昨年は相次ぐ台風の襲来により四国一円が深刻な風水害に見舞われたことは記憶に新しいところですが、昨年は一転して記録的な渇水にみまわれ、改めて地球温暖化、異常気象、自然災害の驚異といったキーワードについて思いを巡らさざるを得ない昨今です。また四国では、東南海・南海地震が30年以内に50%の確率でM8の規模で発生するといわれており、各方面でその対策の検討が進められております。とりわけ最近では、従来の各県を中心とした防災対策に加え、より広域的なブロック単位での協力の在り方を検討する取り組みが進められております。

当支部としても、関係業界の皆様のご賛同とご協力を賜りつつ、こうした活動には積極的に参加して、地域の安全安心のために少しでも貢献して参りたいと気持ちを新たにしているところです。

最後に、今年一年、皆様のご多幸と、ご安全を心から祈念して年頭の挨拶とさせていただきます。

トピックス

ポリ塩化ビフェニル(PCB)混入電気機器を使用・保管されている事業者の皆様へ

～PCB廃棄物の処理料金の早期登録・調整協力割引制度のご案内～
(登録受付期限は平成18年3月31日です。)

電力安全課

日頃は、PCB混入電気機器(PCB廃棄物)を適正に使用・保管いただきありがとうございます。

PCB廃棄物の使用・保管事業者は平成28年7月までに適正に処分することが義務づけられていますが、四国4県内に保管されているPCB廃棄物は、日本環境安全事業株式会社(JESCO)の北九州事業所が処理実施場所となります。

北九州事業所は平成16年12月に操業を始めました。当面は、北九州市内に保管されているPCB廃棄物を処理対象としています。四国4県内に保管されているPCB廃棄物の受入れ時期は未定ですので、引き続き保管いただきますようお願い致します。

ご案内する早期登録・調整協力割引制度は、PCB機器等に関する情報(重量、性状、所在等)を提供いただくとともに、処理施設が計画的・効率的に稼働できるようPCB機器等の搬入時期の調整にご協力いただける場合に、登録されたPCB機器等の処理料金(参考1)が割り引かれるものです。使用中の機器も本割引制度の対象となります。

対象となるPCB廃棄物等

- ①機器1台の総重量が10kg以上のトランス類及びコンデンサ類
- ②PCB油類
- ③使用中の機器1台の総重量が10kg以上のトランス類及びコンデンサ類

※安定器等、低濃度PCB汚染物は早期登録の対象外です。

なお、低濃度PCB汚染物については、国の「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」で処理の基本的方向等について検討しています。

早期登録料

早期登録の対象となるPCB廃棄物等について、1台あたり(PCB油類は保管容器1個あたり)2,000円(消費税込み)です。

割引

処理料金(処理委託契約締結時点)に対して5%が割り引かれます。

※早期登録・調整協力割引【5%】制度と中小企業者等軽減【70%】制度(参考2)は併用することができますので、その場合には処理料金の75%が軽減されます。